

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
日曜日、
が休業日
の翌日

目 次

- ◇規 則 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十一号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「出納長の補助組織設置規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号）」を「鳥取県出納室設置規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号）」に改め、同条第三号中「及び鳥取県行政組織規則第六条第一項の規定により設置された企画室」を「鳥取県行政組織規則第六条

第一項の規定により設置された企画室及び同規則第一百五十六条の七の規定

により設置された都市開発局」に改め、同条第四号中「鳥取県行政組織規則第六条第二項に規定する課」の下に「同規則第一百五十六条の八第一項に規定する課」を加え、同条第八号中「鳥取県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁」の下に「都市開発局（同規則第一百五十六条の八第二項に規定する米子事業所を除く。）」を加える。

第三条第一項中「課長補佐（課長補佐が二人以上ある場合には、そのうちから課長が指定した者）」の下に「又は課長補佐と同等の職にある者」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 広報文書課長は、特に必要があると認めるときは、文書の受付を所管課に行なわせることができる。

2 課長は、前項の規定により文書を受け付けたときは、所定の場所へ受付印を押印し、暦年によつて更新する文書番号を付し、一般文書受付簿に登載整理しなければならない。

第二十一条中「並びに出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）」を「及び鳥取県出納室事務決裁規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十二号）」に改める。

第二十二條中「出納事務専決及び代決規程第六條」を「鳥取県出納室事務決裁規則第九條」に改める。

務決裁規則第九條」に改める。

別表第一 商工指導課の項の次に次のように加える。

二十一	の承認	信用保証協会の業務方法書の変更の認可	信用保証協会法	六	六	〃
二十二	貸付金の額の決定	貸付対象施設等の設置の既定計画変更等の承認	中小企業近代化資金等助成法	八	八	〃
二十三			鳥取県中小企業近代化資金貸付要領	七	七	〃

商工振興課	一	火薬類の販売営業の許可	火薬類取締法	八	八	〃
	二	火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可		七	七	〃
	三	火薬類販売業者が自己の用に供する火薬庫の所有等をしなことの許可		〃	〃	〃
	四	火薬類の譲渡若しくは譲受けの許可、その許可の取消し、又は譲渡許可証若しくは譲受許可証の交付、書換え若しくは再交付（土木出張所長に委任されたものを除く。）		〃	〃	〃
	五	火薬類の消費の許可（土木出張所長に委任されたものを除く。）		〃	〃	〃
	六	火薬類の廃棄の許可		八	八	〃
	七	火薬類製造業者の危害予防規程の認可又はその変更の認可		七	七	〃
	八	火薬類販売業者の従業員に対する保安教育計画の認可及びその変更の認可		〃	〃	〃
	九	保安責任者免状の交付書換え又は再交付		〃	〃	〃
	十	火薬庫外で火薬を貯蔵する場所の指示（土木出張所長に委任されたものを除く。）	火薬類取締法施行規則	〃	〃	〃
	十一	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付（土木出張所長に委任されたものを除く。）		〃	〃	〃

十二	高圧ガスの製造事業の許可 高圧ガスの販売事業の許可	高圧ガス取締法	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	鳥取県LPガス協会との協議を要する。
十三	高圧ガスの製造事業の許可						
十四	高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可						
十五	高圧ガスの販売のための施設等の変更の許可						
十六	高圧ガスの貯蔵所の設置の許可又は位置構造等の変更の許可						
十七	高圧ガス製造業者の危害予防規程の認可又はその変更の認可						
十八	高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付若しくは再交付						鳥取県LPガス協会との協議を要する。
十九	容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可		七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	鳥取県LPガス協会との協議を要する。
二十	高圧ガス容器証明書の再交付又は書換え						
二十一	高圧ガスの特別充てんの許可						
二十二	高圧ガス容器検査所の登録又はその更新						
二十三	猟銃等の製造事業の許可	武器等製造法	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	
二十四	猟銃等の販売事業の許可		七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	
二十五	猟銃等の製造の変更又は販売する猟銃等の種類の変更の許可及び移転の許可						
二十六	他人の土地への立入りの許可	ガス事業法	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	八	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	
二十七	電気工事士免状の交付	電気工事士法	七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	七	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	
二十八	電気工事士免状の再交付又は書換え						
二十九	液化石油ガス販売事業の許可	液化石油ガスの保	三〇	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	三〇	七日に關係先との協議に要する日数を加えた	鳥取県LPガス協会と

三十一	液化石油ガス販売施設の変更の許可	
三十	液化石油ガス製造事業の指定	
”	”	安の確保及び取引の適正化に関する法律
”	七	
”	七	
”	”	の協議を要する。

別表第二中「企画室 企」を
 「企画室 総務班 調整班 企画班 企調 企開」に、「商工指導課 工業開発課」

「商工指導課 商振」を
 「建築課 建」を
 「都市開発局 建設課 都開計 都開建」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第九号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を

次のように改正する。

別表中

第 二 号	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	広報文書課長	免許状類の書き かえ承認用
第 二 号	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	広報文書課長	免許状類の書き かえ承認用

を

第 二 号

鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル
鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル	鳥 取 県 印 長 方 形 縦六ミリメートル 横九ミリメートル

に、

十二出先機関課長印	第一号	何印 取所長 鳥何課	二ミリメートル平方	主務課長	
-----------	-----	------------------	-----------	------	--

十二出先機関課長印	第一号	何印 取(機)課 鳥所名	二ミリメートル平方	主務課長	
第二号		何印 取(機)所 鳥所何	二ミリメートル平方	主務所長	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に登録されている鳥取県倉吉保健所総務課長印については、この訓令による改正後の鳥取県公印規程の規定にかかわらず、相当の間、使用することができる。

を

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】